

## 「都構想パンフレット住民訴訟」を傍聴する

3月10日13時半から大阪地裁1007法廷で行われた、いわゆる「パンフレット訴訟」を傍聴した。第1回であり、提出書類の確認と原告による意見陳述などで、20数分で閉廷した。傍聴者は定員の18人ほどだった。公判のあと大阪弁護士会館10階の大きな会議室で報告集会があり、弁護団や原告などから意見表明があった。次回は5月20日15時から、2階「大法廷」で開かれることになった。

弁護団の山口弁護士の資料によると、訴訟概要は「令和2年11月1日に実施された大阪市廃止・特別区設置を問う住民投票のために、大阪市はパンフレットを作成し、配布した。このパンフレット作成等のための公金支出が違法であるため、その損害賠償の請求を行うよう大阪市長に求めるもの」である。

訴訟の経緯は次のようである。昨年10月22日、原告らがパンフレットについて住民監査請求を行ったが、12月17日に大阪市監査委員「合議不調」となり、今年1月15日に原告6名と参加原告3名により、住民訴訟が提起されることになった。池田弁護士を団長に弁護団が結成され、この日を迎えた。



時間をやりくりして本裁判を傍聴したのは、住民投票に向けた大阪市広報の違法性を問う裁判への関心とともに、私なりの思いがあるからだ。レポートに書いてきたように、私たちが昨年9月に住民投票の予算執行停止などを求め、大阪府に住民監査請求した。監査は住民投票後まで続き、結局「合議不調」に終わった。その結果を受け、住民訴訟に向かうか判断に迷ったが、断念することになった。私たちの住民訴訟は断念したが、住民投票に向けた

大阪市の広報活動の違法性を問う、「都構想パンフレット住民訴訟」に少しでも関わっていきたくと考えている。

写真下は、本裁判で争われる「特別区設置協定書」について（説明パンフレット）の26ページである。特別区と大阪府の事務の分担が図示してある。大阪府は「大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務」を担うとしている。

特別区	大阪府
住民生活	大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務
福祉・福祉	福祉政策対策、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、児童相談所、生活保護
まちづくり	国土計画、国土利用、国土形成計画、国土形成計画、国土形成計画、国土形成計画
教育	義務教育、高等学校、職業教育、職業教育、職業教育、職業教育
健康	保健医療、保健医療、保健医療、保健医療、保健医療、保健医療
文化・スポーツ	文化・スポーツ、文化・スポーツ、文化・スポーツ、文化・スポーツ
環境	環境、環境、環境、環境、環境、環境
防災・危機管理	防災・危機管理、防災・危機管理、防災・危機管理、防災・危機管理
交通	交通、交通、交通、交通、交通、交通
都市計画	都市計画、都市計画、都市計画、都市計画、都市計画、都市計画
労働・経済	労働・経済、労働・経済、労働・経済、労働・経済
国際交流	国際交流、国際交流、国際交流、国際交流
その他	その他、その他、その他、その他

昨年11月1日の大阪市廃止・特別区設置住民投票で、「特別区設置協定書」は否決され、政令市・大阪府が存続することになった。だが大阪維新の会は、住民投票の結果、市民の民意を無視して、大阪市存続を「広域一元化条例」によって骨抜きにしようとしている。成長戦略と広域的なまちづくり・交通基盤整備を府に一元化し、大阪府主導で大規模開発を推進するものだ。訴訟にも関わる維新の策動であり、拙速な条例制定など許されるものでない。

(2021年3月12日)